自己評価シート及び新城市補助金等検討委員会の評価基準（最終答申）に基づく個別補助金の評価

通番	自己検証結果頁	所管課（自己評価シート作成時の所管課のため、H19年度所管課と課名称等が異なる場合がある。）	補助金等名称（H19年度に予算要求を行うとした補助金等について、所管課が補助金ＰＲシート等を作成したもの）	自己評価シートからの問題抽出 評価視点（※ ×は、問題点があることを表わす。）							市の評価及び今後の対応方向 類型分類（凡例のとおり）		新城市補助金等評価基準（補助金等検討委員会答申）に示す評価基準項目（※ ×は、問題点があることを表わす。）										評価理由等	今後の基本的な対応方向							
				住民ニーズの確認	現状分析	間接効果	補助金以外の手法	公平性	19年度に必要な理由	その他	性質分類	財源分類	①補助金交付の積極的・合理的理由はあるか	②公平か	③使途は明確か	④人件費に当されていないか	⑤波及効果は確保されているか	⑥市の施策方針に合致するか	⑦制度設計に問題はないか 少額・低率補助ではないか	受益が限定・特定されないか	施策誘導効果となりうるか	制度として全体の規模適正		継続	縮小	拡大	廃止	整理・統合	期間限定	科目変更	制度改善
1	1	行政課	行政費交付金			×		×	×		E	7		×	×								補助基準の統一が必要 他の属地的な補助との統合を検討すべき	○							○
2	4	行政課	中部地区特別交付金			×					E	7	×		×		×	×					S46の覚書をもとに交付しているが、地区と市の民事上の約束に基づくものであり、交付金の趣旨に馴染むものであるかは疑問。交付金として支出する場合、行政費交付金の交付目的と重複するのではないか？ 交付期間等覚書の趣旨について市と地区が改めて確認する必要がある。	○					○		○
3	7	市民安全対策室	愛知県交通安全協会新城支部補助金	×	×				×	団体の状況把握	B	7				×		×					人件費が団体予算執行の中心となっている。 H17団体決算額　2,995千円（うち人件費　1,789千円　59.7%）	○						○負担金	
4	11	市民安全対策室	交通安全対策費補助金		×			×	×		B	7						×	×				担い手が特定団体に限定されているが、今後の市の交通安全施策の発展を考えた場合、有効であるかを再度見直す必要がある。地域全体での取り組みを促進する観点から、対象を拡大し、地域への財源配分の手法として統合をはかるべき。					○			
5	14	鳳－地域振興課	鳳来運転者協会補助金		×			×			B	7						×	×				H18年度末をもって鳳来運転者協会は解散。					○			
6	17	市民安全対策室	新城市幼児交通安全クラブ連絡協議会補助金	×	×				×		B	7						×	×				担い手が特定団体に限定されているが、今後の市の交通安全施策の発展を考えた場合、有効であるかを再度見直す必要がある。地域全体での取り組みを促進する観点から、対象を拡大し、地域への財源配分の手法として統合をはかるべき。					○			
7	20	市民安全対策室	新城市地域安全灯整備事業補助金		×						A-2	7											補助金として支出することにより民地内への整備も可能となるなど、補助金という制度の活用としては有効な事例。	○							
8	23	企画課	コミュニティ助成事業補助金								A-2	4												○							
9	26	企画課	広域基幹バス運行費補助金								A-1	7																○			
10	29	企画課	Sバス運行維持費補助金								A-1	7											事業としては同一趣旨であり統合が可能。					○			
11	32	鳳－地域振興課	バス路線維持費補助金								A-1	7																○			
12	35	鳳－地域振興課	敷地管理交付金			×					F	2	×		×		×	×					S62の覚書をもとに交付しているが、地区と市の民事上の約束に基づくものであり、交付金の趣旨に馴染むものであるかは疑問。交付金として支出する場合、行政費交付金の交付目的と重複するのではないか？ 交付期間等覚書の趣旨について市と地区が改めて確認する必要がある。	○					○		○
13	38	作－地域振興課	集落行政費等交付金			×					F	6	×		×		×	×					H7の覚書をもとに交付しているが、地区と市の民事上の約束に基づくものであり、交付金の趣旨に馴染むものであるかは疑問。交付金として支出する場合、行政費交付金の交付目的と重複するのではないか？	○					○		○
14	41	作－地域振興課	行政区振興交付金			×					F	6	×		×		×	×					H2の覚書をもとに交付しているが、地区と市の民事上の約束に基づくものであり、交付金の趣旨に馴染むものであるかは疑問。交付金として支出する場合、行政費交付金の交付目的と重複するのではないか？ 交付期間等覚書の趣旨について市と地区が改めて確認する必要がある。	○					○		○
15	44	作－地域振興課	作手高原納涼花火大会助成金								A-3	5						×					補助金を交付してまで行催を開催しなくてはならないのか？ 今後新規行催が計画されたとき、補助バランスはどのように取るのか？	○					○		
16	47	企画課	めざせ明日のまちづくり事業補助金								A-2	7												○							
17	50	企画課	国際交流協会補助金（人件費を含む事務経費）							人件費の合理的説明	B	7				×							国際交流を市が進めていく上で活動を担える人達が活動するための基盤として市が主導して設立した経緯がある。団体が自立できるよう働きかけを進めるのを基本とするが、当面は市の財源と人員を包括的に有効活用することを議論した上で必要であれば人件費補助もやむをえない。	○							
18	54	企画課	国際交流協会補助金（事業経費）								A-2	3												○							
19	57	税務課	青色申告会補助金（新城市青色申告会）	×				×			B	7		×			×		×				事業効果の確認が難しいが制度維持にかかる体力に比べて小さいことが予測される。				○				
20	60	税務課	青色申告会補助金（鳳来青色申告	×				×			B	7		×			×		×				新城地区・鳳来地区で額が異なる。				○				
21	63	健康課	新城北設楽地域第2次救急医療対策事業補助金								A-2	3												○							
22	66	健康課	新城医師会在宅当番医制運営費補助金								A-2	7												○							
23	69	健康課	医師保健衛生研修事業費補助金	×							A-2	7	×										S60の協議に基づき補助金を交付しているが、保健衛生事業の実施に対価（報償費・委託料等）があるので、その中で対応すべきではないか？				○				

通番	自己検証結果頁	所管課（自己評価シート作成時の所管課のため、H19年度所管課と課名称等が異なる場合がある。）	補助金等名称（H19年度に予算要求を行うとした補助金等について、所管課が補助金ＰＲシート等を作成したもの）	自己評価シートからの問題抽出 評価視点（※ ×は、問題点があることを表わす。）							市の評価及び今後の対応方向 類型分類（凡例のとおり）		新城市補助金等評価基準（補助金等検討委員会答申）に示す評価基準項目（※ ×は、問題点があることを表わす。）										評価理由等	今後の基本的な対応方向							
				住民ニーズの確認	現状分析	間接効果	補助金以外の手法	公平性	19年度に必要な理由	その他	性質分類	財源分類	①補助金交付の積極的・合理的理由はあるか	②公平か	③使途は明確か	④人件費に充当されていないか	⑤波及は効果は確保されているか	⑥市の施策方針に合致するか	⑦制度設計に問題はないか：少額・低率補助ではないか	⑦制度設計に問題はないか：受益が限定・特定されないか	⑦制度設計に問題はないか：施策誘導効果となりうるか	⑦制度設計に問題はないか：制度として全体の規模適正		継続	縮小	拡大	廃止	整理・統合	期間限定	科目変更	制度改善
24	72	健康課	歯科医師保健衛生研修事業費補助金	×							A-2	7	×										上記に準じ補助金を交付しているが、保健衛生事業の実施に対価（報償費・委託料等）があるので、その中で対応すべきではないか？				○				
25		健康課	愛知県食品衛生協会新城支部事業補助金	×	×						B	7	×	×									事業者責任ではないか？				○				
26	75	健康課	予防接種助成金								F	7												○							
27	78	健康課	不妊検査助成金								F	7												○							
28	81	福祉課	民生委員協議会補助金	×							B	7	×										民生委員の活動に対する費用は市町村が負担すべきものではないが、民生委員の活動が法の予定する範囲を上回っていることも事実であり、費用支弁の必要は生じている。実情に適合するよう制度の見直しが必要。	○					○		○
29	85	福祉課	社協派遣職員人件費補助金				×		×	人件費の合理的説明	B	7				×							市職員の派遣自体は合法だが、派遣することが社協の活動に有効であるかは検討すべき。現状では社協管理部門は市派遣で占められており、法が求める社協の存在意義を考えるとこのような管理体制は疑問。	○					○		○
30	89	福祉課	社協法人運営人件費補助金				×		×	人件費の合理的説明	B	7				×							上記とあわせて考えるべき問題。市の方針として社協の自立を促進していくとすれば、プロパー職員の人件費に対して一定期間補助していくことも選択肢としてはありうる。	○					○		○
31	93	福祉課	新城市社会福祉協議会事業費補助金							補助金の使途のコントロール	A-2	7											社協から住民団体等への再補助が多くあり、その財源を市補助金に社協一般財源を合算して交付しているケースが多い。市と社協の関係、役割分担を明確にすることが必要。	○							○
34	102	福祉課	社会福祉法人公費助成金	×		×					C	1											№38と同様の措置のため補助金名称を検討すべき。（対象者：障害者）	○							
35	106	福祉課	精神障害者社会復帰施設運営費補助金	×							A-2	1												○							
36	110	児童課	ファミリーサポート事業補助金					×			A-2	7							×				現状の利用件数等から見て、住民ニーズが高いとは考えられないのではないか？ 将来的に利用ニーズが高まるとの理由はいかに。 活動の現状をみると、会員相互の交流が不足していることもあり、会員登録はしているが実際に子どもを預けたりする人は少ない。少子化対策への補助は新城では少なく、有効な展開を検討する時期にきているのではないか。	○							○
37		鳳－市民福祉課	新城市鳳来地区保育園駐車場借上料補助金								F	7												○						○	
38	113	介護高齢課	新城市社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業補助金			×					C	7											（対象者：要介護者等）	○							
39	116	介護高齢課	高齢者能力活用推進事業補助金							交付基準額の適正化	A-2	1				×							補助対象団体の管理運営の合理化への取り組みは既に着手されている。補助制度もこの取り組みに連動し制度改善を要する。	○							○
40	120	介護高齢課	老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金	×							B	1												○							
41	124	農業振興課	農業新経営者育成事業補助金			×					B	7	×				×			×			研修等を通して会員（40名程度）の農業経営を高める効果はあっても、それ自体が他の農業経営体に波及するとは考えにくい。 特定団体に対象を絞っていることが妥当かどうか。現在の対象団体については、既に活動基盤は整っている。事業の趣旨を考えると新たな対象、事業展開を模索すべきではないか。	○							○
42	128	農業振興課	生活改善普及事業補助金	×							B	7	×				×		×	×			特定団体に対象を絞っていることが妥当かどうか。現在の対象団体については、既に活動基盤は整っている。事業の趣旨を考えると新たな対象、事業展開を模索すべきではないか。	○							○
43	133	作－経済課	男女交流農業体験事業補助金	×	×						A-2	7	×				×			×			補助金を交付してまで行催を開催しなくてはならないのか？ 今後新規行催が計画されたとき、補助バランスはどのように取るのか？				○				
44	136	農業振興課	特産里芋（八名丸）作付け拡大推進事業補助金								A-2	7								×			優良種芋への転換のための種芋培養経費であるが、部会員内への供給を主体とすれば受益が限定される。 事業効果の検証は可能と思われるので、定期的に検証し、その結果により継続を判断すべき	○					○		
45	139	農業振興課	新規就農者支援対策事業補助金								A-2	7					×		×	×			新規就農者の初期投資軽減を目的とすると年額10万円（3年間限定）は適切な事業規模か？ 農業経営に通常必要な初期投資を考えた場合、補助のロットは適切とはいえない。補助対象要件を厳しくしつつ補助額を引き上げる改善も視野に入れるべきか。	○（新規適用はしない）							
46	142	農業振興課	就農支援資金償還助成金	×							D	1					×			×				○							
47	145	農業振興課	新加工用米安定供給対策推進費補助金	×		×					A-2	1					×			×			加工用米　1,900円/60kg	○							
50	154	作－経済課	水田農業推進協議会補助金	×							A-2	1					×						事業内容不明確	○							
51	158	鳳－経済課	農地環境保全整備補助金	×							B	6					×			×			団体補助（現状分析が誤っているのでは？）	○					○		

通番	自己検証結果頁	所管課 （自己評価シート作成時の所管課のため、H19年度所管課と課名称等が異なる場合がある。）	補助金等名称 （H19年度に予算要求を行うとした補助金等について、所管課が補助金ＰＲシート等を作成したもの）	自己評価シートからの問題抽出 評価視点 （※ ×は、問題点があることを表わす。）							市の評価及び今後の対応方向 類型分類（凡例のとおり）		新城市補助金等評価基準（補助金等検討委員会答申）に示す評価基準項目 （※ ×は、問題点があることを表わす。）										評価理由等	今後の基本的な対応方向							
				住民ニーズの確認	現状分析	間接効果	補助金以外の手法	公平性	19年度に必要な理由	その他	性質分類	財源分類	①補助金交付の積極的･合理的理由はあるか	②公平か	③使途は明確か	④人件費に充当されていないか	⑤波及は確保されているか	⑥市の施策方針に合致するか	⑦制度設計に問題はないか 少額･低率補助ではないか	受益が限定･特定されないか	施策誘導効果となりうるか	制度として全体の規模適正		継続	縮小	拡大	廃止	整理・統合	期間限定	科目変更	制度改善
52	161	作ー経済課	農業組織育成強化補助金					×			A-2	7				×	×			×			JAの部会組織との差異はないと思われるが、特定の地区部会のみに補助することは公平性を欠く。 補助の目的は、①ミネアサヒ栽培農地へのラジコンヘリによる一斉防除の助成と②組織育成とのことであるが、①に関しては当初ミネアサヒ作付け面積の拡大を効果として考えていたのなら理解できるも、水稲作付面積の９５％に達している現在では、実質的に農業者への直接的な支援以外の目的が見えてこない。だとすれば地区間の公平には配慮が必要となる。また、②については特定団体への補助の継続に関しては効果の面で慎重な検討を要する。 むしろ事業補助として要件を明確にし、地域間公平性を確保すべき				○				
53	164	作ー経済課	認定農業者支援緊急リース事業補助金	×							A-2	7					×			×				○					○		
54	167	農業振興課	全国和牛共進会補助金	×							A-2	7			×		×			×			出品に要する経費とは？ 第9回全国和牛共進会（H19.10鳥取県開催）				○				
55	170	農業振興課	優良牛導入等事業補助金	×							A-2	7					×			×	×		長期間わたり継続的な補助を展開しているが、施策誘導の観点が補助事業の固定化につながっている。（導入牛の更新の際にも同じ補助金が使われている。）				○				
56	173	農業振興課	農業近代化資金利子補給事業補助金	×							D	7					×			×			農業者が資金調達する際に他業種に比べ金利面での不利が今でもあるのか疑問。	○（新規適用はしない）							
57	176	農業振興課	農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金	×							D	1					×			×				○							
58	179	農業振興課	中山間地域等直接支払交付金	×							F	1												○							
59	182	農業振興課	農業用使用済プラスチック適正処理回収助成事業補助金	×				×			A-2	7	×	×									あくまで事業者責任ではないのか？単に農業者への支援という趣旨であれば、他の産業における産業廃棄物処理に費用負担をしていないこととの公平性が保たれない。				○				
60	185	農業振興課	有害鳥獣防除事業補助金								A-2	7										×	補助制度の展開として、いきなり全面展開することは有効か。パイロット事業として展開しつつ、有効な対応策がみつかった時点で全面展開をはかることも検討すべき	○							○
61	188	作ー経済課	農林業公社助成金	×				×	×	人件費の合理的説明	B	7				×							派遣職員人件費相当額が必要とのことであるが、補助総額と1人分の人件費相当額との関連説明が不明瞭？ ＪＡ等他団体からの派遣職員人件費も補助対象としているのではないか。もしそうだとすれば、市の定員適正化と並行して合理化を検討する必要がある。	○							○
62	192	農業振興課	新城市土地改良区運営事務費補助金	×						繰越金の規模 人件費の合理的説明	B	7	×	×	×		×						独立した公共団体である土地改良区（選挙制度を持つ団体）の運営を補助する必要があるか？ 土地改良区が自立していない実情はあるが、単に農業者支援の観点から補助するとすれば、他の事業主体との公平性をどのように説明するのかが不明。				○				
63	196	作ー経済課	県営農地環境整備事業補助金								A-1	7												○							
64	199	作ー経済課	土地改良事業補助金			×					A-1	7												○							
65	202	森林政策課	林業従事者退職金共済制度加入促進事業補助金	×							A-2	3								×				○							
66	205	森林政策課	中小企業退職金共済制度加入促進事業補助金	×							A-2	3								×				○							
67	208	森林政策課	森林整備地域活動支援事業交付金	×							F	1												○							
68	211	森林政策課	間伐実施補助金	×							A-2	7												○							
69	214	森林政策課	豊川水源基金水源林対策事業補助	×							A-2	3												○							
70	217	森林政策課	豊川水源基金人材育成事業補助金	×							A-2	4												○							
71	220	森林政策課	豊川水源基金水源林保全流域協働事業補助金	×							A-2	4												○							
72	223	森林政策課	作業道開設事業補助金								A-1	7												○							
73	226	商工観光課	中小企業退職金共済等加入促進補助金	×							A-2	7					×			×	×		森林政策課：中小企業退職金共済制度加入促進事業補助金との制度整合が図られていないのではないか？（加入年度のみ） 加入は義務ではないのか。だとすれば他業種との差別化をはかる根拠は何か？				○				
74	229	商工観光課	愛知県労働者福祉協議会東三河支部補助金	×							B	7	×										勤労者の自主的な福祉活動への補助金負担は、市が行うべきものであるか？ 東三河地区の各市町村が一体となって補助金を交付している事情はあるものの、市と団体との間での約束があるわけではないので、積極的な見直しをすべきである。				○				
75	233	商工観光課	連合愛知三河東地域協議会南新地区連絡会補助金	×		×					B	7	×										勤労者の自主的な福祉活動への補助金負担は、市が行うべきものであるか？				○				
76	237	商工観光課	生活学校補助金(新城地区)					×			B	7					×		×				事業総額のうち補助金が占める割合が低い。 このことは、継続的に補助がなされた結果、活動基盤が確立されたとみてもよいのではないか。 同じ原資を活用するなら新たな領域への展開を図るべき。 最低限、特定団体補助とはせず、申請対象者の要件を拡大すると共に、地区間公平に配慮する必要がある。				○				
77	241	作ー経済課	生活学校補助金（作手地区）					×			B	7					×		×				同上				○				

通番	自己検証結果頁	所管課（自己評価シート作成時の所管課のため、H19年度所管課と課名称等が異なる場合がある。）	補助金等名称（H19年度に予算要求を行うとした補助金等について、所管課が補助金ＰＲシート等を作成したもの）	自己評価シートからの問題抽出 評価視点（※ ×は、問題点があることを表わす。）							市の評価及び今後の対応方向 類型分類（凡例のとおり）		新城市補助金等評価基準（補助金等検討委員会答申）に示す評価基準項目（※ ×は、問題点があることを表わす。）										評価理由等	今後の基本的な対応方向							
				住民ニーズの確認	現状分析	間接効果	補助金以外の手法	公平性	19年度に必要な理由	その他	性質分類	財源分類	①補助金交付の積極的･合理的理由はあるか	②公平か	③使途は明確か	④人件費に充当されていないか	⑤波及効果は確保されているか	⑥市の施策方針に合致するか	⑦制度設計に問題はないか：少額･低率補助ではないか	⑦制度設計に問題はないか：受益が限定･特定されないか	⑦制度設計に問題はないか：施策誘導効果となりうるか	⑦制度設計に問題はないか：制度として全体の規模適正		継続	縮小	拡大	廃止	整理・統合	期間限定	科目変更	制度改善
78	245	商工観光課	信用保証料補助金								A-2	7								×				○							
79	248	商工観光課	短期特別小口資金融資に係る利子補給補助金								D	7								×		×	補助率を下げるべき。 利子相当額の全額を市が補助することは、公益配分というレベルを逸脱している。 また、不正受給のリスクも高くなる。	○					○		○
80	251	商工観光課	耐震補強市内施行推進事業補助金	×							A-2	7	×						×				都市計画課：木造住宅耐震化促進事業に係る市内施行業者施行分の上乗せ措置が必要か？むしろ都市計画の補助制度と財源を統合し、より有効な制度に見直すべきではないか。					○			
81	254	商工観光課	小規模企業振興事業補助金					×			B	7						×					商工会の統合に向けて市は指導義務がある。このことを踏まえると、少なくとも補助基準は統一すべきだし、さらに統合を誘導する制度立案を行うべき	○							○
82	258	鳳ー経済課	〃					×			B	7						×						○							○
83	262	作ー経済課	〃					×			B	7						×						○							○
84	266	商工観光課	市観光協会補助金		×					人件費の合理的説明	B	7	×			×				×			現状では、観光協会の業務の大部分は市が行っている。協会の組織も非常に小さく、単独で執行できる事業量には限りがある。 このことは逆に観光協会の執行可能な事業規模に比べ、過剰な補助金が支出されているということでもあり、観光施策の展開全体について早急な見直しが必要。 このため評価としてはあえて「縮小」とするが、観光施策への財源投下自体を否定するものではない。事業主体のあり方について再考を求める趣旨である。		○						
85	266	鳳ー経済課	〃								B	7	×			×				×					○						
86	266	作ー経済課	〃								B	7	×			×				×					○						
87	270	商工観光課	しんしろ節句まつり開催補助金								A-3	7						×					補助金を交付してまで行催を開催しなくてはならないのか？ 今後新規行催が計画されたとき、補助バランスはどのように取るのか？ 単に補助金だけの問題ではなく、地域振興に市がどこまでかかわるか、何のためにかかわるかを考える必要がある。 合併前の3市町村において、この部分の考え方はそれぞれに異なっており、新市としての意思統一が望まれる。 一つの方向として、地域固有の財源の確保について市が検討するとすれば、これらの行催補助についてはその中に組み込んで必要性を地域で議論することも検討すべき（以下の行催補助について同じ）	○					○		
88	273	作ー経済課	つくで祭り補助金								B	7						×						○					○		
89	277	商工観光課	企業立地奨励金								A-2	7											条例事項である。	○							
90	280	循環社会推進	生ごみ処理器等設置費補助金								A-2	7					×		×	×	×	×	生ごみ排出量の総量低減を目指すのであれば、この程度の補助事業規模では効果がないのでは？（年間60基程度　10年耐用としても600基程度） 市内業者からの購入のみを補助対象にすることに意味合いは？ この補助金も当初は相当のインセンティブ効果があったと考えるが、長期継続してきたことにより、効果が薄れてきている。 インセンティブ効果の捉え方として、単に「補助金があることにより、生ごみ処理機を購入する人が増える」というだけでよいのか。 本来、市が補助制度を創設しそれを活用する人が相当数発生することにより、生ごみ処理機の存在が市民に認知され、環境に対する意識が高まることを補助金の狙いとすべき。でなければ、効果は年々低下していく。一方で新たなニーズは時を追って発生してくる。財源に限りがある以上、補助制度の新陳代謝もはかっていく必要がある。			条件付○					○
91	283	循環社会推進	住宅用太陽光発電システム設置費補助金								A-2	7								×		×	対象件数が限られており、市内のクリーンエネルギー利用促進に果たす効果はどのように考えているか？（システム設置箇所の拡大への呼び水につながるのか疑問？） 以下同上			条件付○					
92	286	循環社会推進	資源回収団体報奨金								A-2	7												○							
93	289	施設課	周辺環境整備交付金								F	7	×		×		×						地元との契約をもとに交付しているが、地区と市の民事上の約束に基づくものであり、交付金の趣旨に馴染むものであるかは疑問。交付金として支出する場合、行政費交付金の交付目的と重複するのではないか？	○					○		○
94	292	都市計画課	木造住宅耐震補強事業補助金	×							A-2	1								×		×	年間20戸程度の耐震改修では、対象住宅の改修は進まないのではないか？ （これまでの補助実績からすると補助利用者が増加しない要因はいかに？） 商工観光課の補助制度と財源統合し、補助額のロットの適正化をはかるべき			条件付○					
95	292	都市計画課	木造住宅耐震性向上事業補助金								A-2	7								×				○							○
96	295	都市計画課	中心市街地にぎわいのまちづくり活動補助金	×							A-2	1												○							
97	298	都市計画課	土地区画整理事業補助金	×							A-1	7												○							
98	302	下水道課	新城市公共下水道低地自家用汚水ポンプ設置費補助金	×							A-1	7												○							
99	305	下水道課	浄化槽設置事業補助金	×							A-2	1								×				○							

通番	自己検証結果頁	所管課 （自己評価シート作成時の所管課のため、H19年度所管課と課名称等が異なる場合がある。）	補助金等名称 （H19年度に予算要求を行うとした補助金等について、所管課が補助金ＰＲシート等を作成したもの）	自己評価シートからの問題抽出 評価視点 （※　×は、問題点があることを表わす。）							市の評価及び今後の対応方向 類型分類（凡例のとおり）		新城市補助金等評価基準（補助金等検討委員会答申）に示す評価基準項目 （※　×は、問題点があることを表わす。）										評価理由等	今後の基本的な対応方向							
																			⑦制度設計に問題はないか													
				住民ニーズの確認	現状分析	間接効果	補助金以外の手法	公平性	19年度に必要な理由	その他	性質分類	財源分類	①補助金交付の積極的・合理的理由はあるか	②公平か	③使途は明確か	④人件費に充当されていないか	⑤波及効果は確保されているか	⑥市の施策方針に合致するか	少額・低率補助ではないか	受益が限定・特定されないか	施策誘導効果となりうるか	制度として全体の規模適正		継続	縮小	拡大	廃止	整理・統合	期間限定	科目変更	制度改善
100	308	作ー水道環境課	農業集落排水宅内工事補助金			×		×	×		A-2	7								×			国の有利な財源措置を活用するために制度創設されたものである。あくまで個別事業と連動する補助なので、対象事業の終了をもって廃止とすべき	○					○		
101	311	下水道課	新城市排水設備資金利子補給	×	×						D	7											事業評価は比較的容易であることから、制度の実施による効果を定期的に検証する必要がある	○							
102	314	総務課	新城防火協会活動助成事業補助金	×							B	3						×		×			（補助全般に言えることだが、）啓発事業は同一展開を長期継続することが有効であるとは限らない。 確かに、毎年同じ団体に補助を投入することは、業務体力としては低コストですむわけだが、こうした事業評価が難しい領域においては特に定期的な手法の見直しが必要である。時の推移とともに効果的な手法も変遷するわけで、現時点でもっとも有効な公金の使い道を常に模索する必要がある。	○							○
103	317	総務課	新城市少年婦人防火委員会活動助成事業補助金	×							B	7						×		×				○							○
104	321	総務課	新城市消防団活動助成事業交付金	×							E	7												○								
105	324	総務課	操法大会開催事業交付金	×						使途のコントロール	E	7												○								
106	327	防災対策課	自主防災組織防災訓練交付金	×							E	7												○								
107	330	鳳ー地域振興課	消火栓器具庫等設置補助金					×			A-2	7		×									補助基準の統一が必要	○							○
108	333	指導室	中学校進路指導対策交付金								E	7	×										生徒の進路指導は学校管理業務の一つと思われ、一般管理費内で対応すべきものであると思われるので、交付金支出はいかがか？（誰に対して支出するのか？）				○				
109	336	指導室	体育大会・音楽会等派遣費交付金								F	7												○								
110	339	指導室	体育大会・芸術教室参加交付金								F	7												○								
111	342	指導室	新城・鳳来地区中学生海外派遣補助金								A-2	7												○								
112	345	作手教育課	作手地区中学生海外派遣補助金								A-2	7								×			H20年度限り	○					○		
113	348	学校教育課	私立高等学校等授業料補助金		×						C	7											教育の機会均等性の維持は少子高齢化の進む当市の現状を考えると、優先性の高い課題である。	○							
114	351	学校教育課	通学費補助金								C	7												○								
115	354	生涯学習課	新城市幼小中PTA連絡協議会補助金		×	×			×		B	7					×						市民活動への市のかかわり方について一考する必要がある。この組織のように市民活動団体の上部組織はいくつかあるが、活動の組織化が、逆に各団体の自主性を阻害していないか検証を要する。特にこの協議会のように財源の大部分が市の補助金に依存しているケースでは、実質的に市がその活動をコントロールしうる立場にあるわけで、その責任を意識する必要があるのではないか	○							○
116	358	作手教育課	作手青年団活動補助金	×						団体に関する情報の未整理	B	7								×			市補助金額と団体決算が一致していない。 少数団員で青年団自体の活動はほとんどなく、各種イベントへの参画団体としての活動が主体か？				○				
117	362	生涯学習課	新城市子ども会育成連絡協議会補助金		×			×			B	7					×						ＰＴＡ連絡協議会と同じ	○							○
118	366	生涯学習課	新城市単位子ども会補助金	×	×			×	×		B	7							×				補助基準の統一が必要	○							○
119	369	鳳来教育課	〃	×				×	×		B	7							×					○							○
120	372	作手教育課	〃	×	×			×	×		B	7							×					○							○
121	375	生涯学習課	生涯学習活動費補助金	×	×				×		B	7					×						補助基準の統一が必要	○							○
122	387	鳳来教育課	公民館分館活動費補助金	×	×				×		B	7					×							○							○
123	381	生涯学習課	ボーイスカウト補助金	×	×						B	7					×		×				団体外部への波及効果の面で、単位子ども会補助と競合する。 実情から見る限りでは子ども会への財源投下の方が有効であるように思われるので、単位子ども会補助金又は単位スポーツ少年団補助金との制度整合を図るべき					○			
124	384	生涯学習課	ガールスカウト補助金	×	×						B	7					×		×				同上					○			
126	390	生涯学習課	郷土研究会補助金								B	7												○								
127	394	生涯学習課	文化財保存事業補助金　重要文化財「望月家住宅」管理補助金	×							A-2	7								×			文化財保護に関しては必要性を認めるが、市民の観点からその対象について一定の合理的な基準を設け、制度統合をはかるべき。（以下7項目について同じ）					○			
128	397	生涯学習課	文化財保存事業補助金　重要文化財「三千仏名宝図」管理補助金	×							A-2	7								×			同上					○			
129	400	鳳来教育課	文化財保存事業費補助金	×							A-2	7								×			同上					○			
130	403	生涯学習課	無形民俗文化財保存伝承補助金	×							A-2	7								×			補助基準の統一が必要（無形民俗文化財保存伝承に係る補助金）					○			
131	406	鳳来教育課	無形民俗文化財保存伝承補助金	×							A-2	7								×								○			
132	409	作手教育課	民俗芸能伝承事業補助金（地狂言）	×							A-2	7								×								○			
133	413	作手教育課	民俗芸能伝承事業補助金（はねこみと念仏踊り）	×							A-2	7								×			市無形民俗文化財としての指定があるのか？ 行催への参加を目的にしているものであれば、報償費等で対応すべき				○			○報償費	
134	417	生涯学習課	設楽原決戦場まつり補助金								A-3	7						×					補助金を交付してまで行催を開催しなくてはならないのか？ 今後新規行催が計画されたとき、補助バランスはどのように取るのか？	○					○		

通番	自己検証結果頁	所管課 （自己評価シート作成時の所管課のため、H19年度所管課と課名称等が異なる場合がある。）	補助金等名称 （H19年度に予算要求を行うとした補助金等について、所管課が補助金ＰＲシート等を作成したもの）	自己評価シートからの問題抽出 評価視点（※ ×は、問題点があることを表わす。） 住民ニーズの確認	現状分析	間接効果	補助金以外の手法	公平性	19年度に必要な理由	その他	市の評価及び今後の対応方向 類型分類（凡例のとおり） 性質分類	財源分類	新城市補助金等評価基準（補助金等検討委員会答申）に示す評価基準項目（※ ×は、問題点があることを表わす。） ①補助金交付の積極的・合理的理由はあるか	②公平か	③使途は明確か	④人件費に充当されていないか	⑤波及効果は確保されているか	⑥市の施策方針に合致するか	⑦制度設計に問題はないか 少額・低率補助ではないか	受益が限定・特定されないか	施策誘導効果となりうるか	制度として全体の規模適正	評価理由等	今後の基本的な対応方向 継続	縮小	拡大	廃止	整理・統合	期間限定	科目変更	制度改善
135	420	生涯学習課	奥三河音楽連盟補助金	×	×				×		A-3	7						×					補助金を交付してまで行催を開催しなくてはならないのか？（奥三河音楽祭補助金） 今後新規行催が計画されたとき、補助バランスはどのように取るのか？	○					○		
136	423	生涯学習課	薪能補助金	×	×				×		A-3	7						×					補助金を交付してまで行催を開催しなくてはならないのか？ 今後新規行催が計画されたとき、補助バランスはどのように取るのか？	○					○		
137	426	生涯学習課	文化協会補助金	×	×				×	団体の情報が未整理	B	7				×	×						文化協会は活動団体としての側面と同時に、所属団体への財源配分の機能も持っているとみられる。こうした機能を団体が持つことは有効である場合もあるが、その場合適切な配分を行うことが当該団体に可能であることが前提となる。観光協会と同様に文化協会が実施する事業にも人的な面で市が深く関っていることから、公金の使途に対するコントロールが適正に行われているか検証を要する。その結果によっては補助の規模を適正化し、残余財源を市の予算のコントロールのもとで、所属団体に適正配分することを検討する必要がある。	○							○
138	430	生涯学習課	新城マラソン大会開催事業補助金								A-3	7						×					補助金を交付してまで行催を開催しなくてはならないのか？ 今後新規行催が計画されたとき、補助バランスはどのように取るのか？ 本事業については、効果の検証が容易であることから、定期的に効果測定し、その結果により継続を判断するのが適当である。	○					○		
139	433	生涯学習課	市体育協会補助金	×							B	7					×						体育協会の場合、実質的には活動補助の側面が強いと思われるので、可能な限り事業補助への切り替えをはかるべき。懸念されるのは特定団体補助に特化することにより市民活動が硬直化すること。新陳代謝をはかるためにも、新たな担い手の発掘を検討すべき。	○							○
140	437	鳳来教育課	スポーツ少年団補助金								B	7					×		×				同上 補助基準の統一が必要	○							○
141	440	作手教育課	スポーツ少年団活動補助金							団体の情報が未整理	B	7					×		×				同上 補助基準の統一が必要	○							○
143	444	議会事務局	政務調査費補助金								F	7											条例事項である。	○							
	445	企画課	フレンドシップ承継補助金								A-2	2					×							○							
	448	健康課	県外医療機関個別妊婦健康診査助成金								A-2	7												○							
	451	介護高齢課	地区敬老会援助事業補助金	×		×					A-3	7											老人福祉に投下する財源の使いみちとして、敬老会の開催を否定するものではないが、少なからぬ財源を投入していること、また長期にわたって同趣旨の制度が継続していることから、住民の意見も確認しながら他により効果的な手法がないかどうかを検討する必要はある。 敬老会の主催は各地区ごとであり、地域への財源投下の側面もあることから、他の制度との統合も視野に入れる必要がある。					○			
	454	農業振興課	乗用型摘採機導入事業補助金								A-2	2												○							
	457	農業振興課	畜舎･家畜糞尿処理施設導入事業補助金								A-2	2												○							
	460	農業振興課	しんしろ茶消費拡大ＰＲ活動事業補助金								A-2	2												○							
	463	農業振興課	東三河農業共済組合補助金								E	7				×							派遣職員の人件費に充当されるが、平成19年度から設立される組合の体制整備のために人員を派遣するものであるため支出の妥当性はある。今後組合の事務執行体制の整備の進捗とあわせ、適正な派遣規模への修正を意識する必要がある。	○					○		
	467	森林政策課	間伐振興対策事業補助金								A-2	2												○							
	470	森林政策課	五葉の森協議会交付金								A-2	7												○							
	473	作－水道環境課	巴地区農業集落排水事業推進費交付金			×					F	7	×		×		×	×					交付が開始された経緯については理解するが、制度の目的自体はほぼ行政費交付金と重複するのではないか。地区と市の民事上の約束に基づくものであり、交付金の趣旨に馴染むものであるかは疑問。交付金として支出する場合、行政費交付金の交付目的と重複するのではないか？ 交付期間等覚書の趣旨について市と地区が改めて確認する必要がある。	○					○		○

担当課よりＰＲシート及び評価シートの提出があったものの、平成19年度当初予算に補助金等として計上されていないものを表わす。

通番	自己検証結果頁	所管課 （自己評価シート作成時の所管課のため、H19年度所管課と課名称等が異なる場合がある。）	補助金等名称 （H19年度に予算要求を行うとした補助金等について、所管課が補助金ＰＲシート等を作成したもの）	自己評価シートからの問題抽出 評価視点（※ ×は、問題点があることを表わす。）							市の評価及び今後の対応方向 類型分類（凡例のとおり）		新城市補助金等評価基準（補助金等検討委員会答申）に示す評価基準項目（※ ×は、問題点があることを表わす。）									評価理由等	今後の基本的な対応方向							
				住民ニーズの確認	現状分析	間接効果	補助金以外の手法	公平性	19年度に必要な理由	その他	性質分類	財源分類	①補助金交付の積極的・合理的理由はあるか	②公平か	③使途は明確か	④人件費に充当されていないか	⑤波及は効果は確保されているか	⑥市の施策方針に合致するか	⑦制度設計に問題はないか 少額・低率補助ではないか	受益が限定・特定されないか	施策誘導効果となりうるか	制度として全体の規模適正		継続	縮小	拡大	廃止	整理・統合	期間限定	科目変更	制度改善

◎補助金等の類型分類

性質分類				財源分類			
大分類	小分類	性質分類の内容	分類記号	大分類	小分類	財源分類の内容	分類記号
事業補助	公共補完	本来公共が担うべきと考えられる事業を財源補填したうえで民間事業者に実施させるもの	A-1	国県補助事業	市費上乗せあり	当該補助金等に対し国県からの歳入があり、さらに市独自の財源を上乗せし交付するもの（国県補助金＋市補助金）	1
	事業推進	特定施策の実施において、当該事業の推進・普及のための誘因となるもの	A-2		市費上乗せなし	当該補助金等に対し国県からの歳入があり、その額を補助金等交付団体に交付するもの（国県補助金のみ）	2
	行催補助	特定目的の行催開催にあたり、開催等の経費を支援するもの	A-3	その他補助事業	市費上乗せあり	当該補助金等に対し国県以外からの歳入があり、さらに市独自の財源を上乗せし交付するもの（その他補助金＋市補助金）	3
団体運営補助		公共性・公益性を有する団体の運営経費を補助するもの（人件費補助を含む）	B		市費上乗せなし	当該補助金等に対し国県以外からの歳入があり、その額を補助金等交付団体に交付するもの（その他補助金のみ）	4
格差是正		負担格差があるものについて、平準化のための格差是正措置を講ずるもの	C	単独補助事業	特定財源あり（全部特財）	市単独の補助金等であるが、その全部に基金からの繰入金等特定財源を充当しているもの（特定財源のみ）	5
利子補給		事業実施のため受益者が借入れた借入金等に対し、償還金の一部を補填するもの	D		特定財源あり（一部特財）	市独自の補助金等であるが、その一部に基金からの繰入金等特定財源を充当し、残りを一般財源で措置しているもの（特定財源＋一般財源）	6
交付金		市の事務の一部を団体等に委託し、その事務処理に要する経費を一方的に交付するもの	E		特定財源なし	市単独の補助金等であり、その財源は全て一般財源であるもの（一般財源のみ）	7
その他		上記の性質分類に合致しないもの	F				

◎個別補助金における基本的な対応方針

区分	基本的な考え方
新設	・市の施策誘導のため必要不可欠なもの（現行の補助金は対象としない）
継続	・行政目的を達成するために、市が実施すべき事業を補完しているもの ・法令等により市が補助することが義務付けられているもの ・他の市町村との協議等により市が補助することが決定しているもの ・全額国県等の財源により市が補助するもの（トンネル補助）
縮小	・補助対象となるものが今後明らかに少なくなると考えられるもの
拡大	・制度規模が市民ニーズを充足しておらず、今後さらにニーズの高まりが想定されるもの ・補助対象となるものが今後明らかに多くなると考えられるもの
廃止	・施策の浸透、普及等により補助目的が達成されているもの ・社会情勢の変化等により、補助目的・補助内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの ・長期にわたり継続的に補助しているもののうち、事業効果が不明確又は乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの ・事業規模に比べ補助額が著しく低率又は少額のため、補助自体の効果が少ないと考えられるもの
整理・統合	・補助の必要性はあるが、類似する補助事業と整理・統合することがより効果が上がると考えられるもの
期間限定	・市の施策誘導のための補助であって、期間・目標水準を明らかにすべきもの
科目変更	・事業の必要性は認められるが、他の科目（報償費、委託料等）で支出することが適切なもの
制度改善	・同一又は同種の補助事業であって、補助基準が旧市町村で差異のあるもの ・受益者が応分の負担をすべきものであるもの

基本原則

○ 団体運営補助は廃止し、対象事業費を明らかにする事業補助とする。
○ 定額補助を廃止し、補助対象事業費、補助率等を明らかにする。